

## 障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画策定に向けての基本的な考え方

障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第4項の規定により、障害者基本法に基づく障がい者福祉計画や地域福祉計画等と調和が保たれたものとする事となっています。

北広島市では障がい者福祉計画と障がい福祉計画を前回計画から一体的に策定しており、今回も両計画を一体的に策定します。

前回同様、一体的に策定を行う次期計画については、平成23年9月12日付け、石保社第2252号「北海道障がい福祉計画の策定について」や道作成指針「改正たたき台」に基づき策定することとします。

障害者基本法に基づく北海道の「障害者基本計画」が平成24年中に見直され、障害者自立支援法が平成25年8月までに「(仮称)障害者総合福祉法」に代わる予定です。

この影響から、今回策定する次期計画も計画期間中に必要な見直しを行うことが想定されます。

このことから、次期計画は道作成指針「改正たたき台」の第2(1)により、平成24年度から26年度までの3ヶ年を計画期間とし、必要な障害福祉サービス量の見込み等について定めることを策定の中心とし、章構成(目次)、基本目標、施策などは、原則、前回と同じ形態とします。

「障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画」の評価、アンケート調査結果から導かれる課題等を当検討委員会の議論の上、計画に反映します。

また、改正障害者自立支援法「つなぎ法」の内容や、平成24年度から施行される「障害者虐待防止法」関連についても計画中に盛り込んだ内容とします。

なお、計画策定に向けては、自立支援協議会に意見聴取を行い、当検討委員会で協議の上、計画に反映させます。